



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 見目

退職者に賞与を支給する場合の社会保険料は？



冬期賞与の時期が近づいてきました。

賞与支給と前後して退職予定者がいらっしゃる会社も多いのではと思います。

今回は、賞与社会保険料を徴収する際に注意すべき点についてご案内します。

月末退職の場合

例) 12月10日 賞与支給 / 12月31日 退職の場合 (資格喪失日1月1日)

10日
賞与支給

31日
退職

1月1日
資格喪失

12月

1月

資格喪失は翌月になるので、
社会保険料を徴収する。



月途中退職の場合

例) 12月10日 賞与支給 / 12月15日 退職の場合 (資格喪失日12月16日)

10日
賞与支給

15日
退職

16日
資格喪失

12月

12月が資格喪失月なので、
社会保険料は徴収しない。
同月得喪の場合を除く

月途中で退職する場合には、その月に賞与が支給されても、賞与保険料は発生しない。

Q & A 賞与支払届の届出はどうすれば良いですか？

上記、の場合
退職日と賞与支給日が同日の場合

届出が必要です。

退職日の翌日以後に賞与を支給した場合

届出は必要ありません。



詳しくは弊社までお問い合わせください。TEL . 03-3526-4277